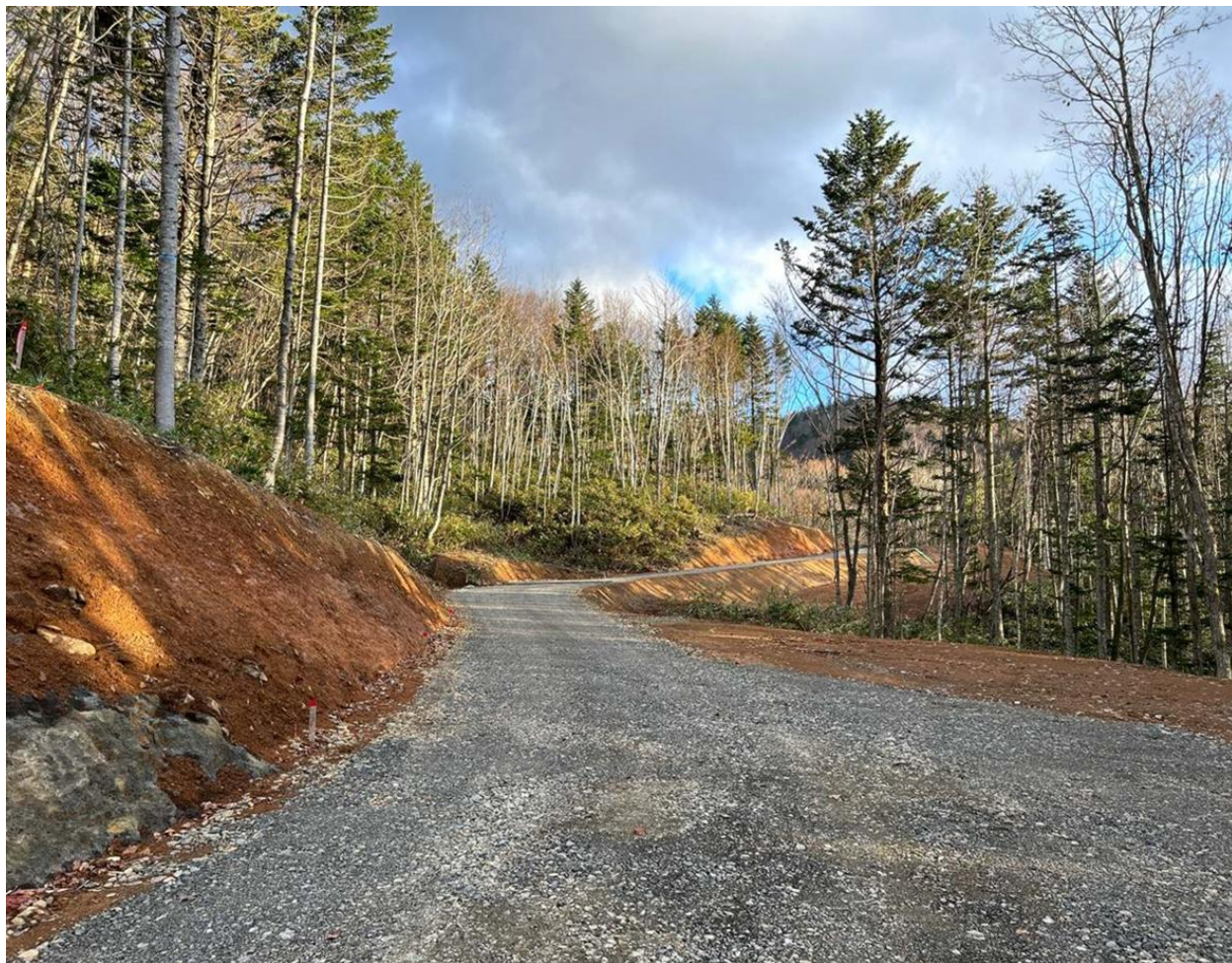


林 土 連

NO. 276
RINDOREN KAIHO



令和6年度林野庁治山・林道工事コンクール 林野庁長官賞受賞工事
岩淵山林道（林業専用道）新設工事 岸本産業株式会社（札幌林業土木協会）

主な記事

労働安全対策の推進
会員からの声



労働安全対策の推進

1 全国安全週間の実施

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンのもと、今年で98回目となる「全国安全週間」が7月1日から7日（準備期間：6月1日から30日）にかけて実施されます。

これまで各産業の事業場では、労働災害防止対策が展開され、この努力により全国の労働災害は長期的には減少してきましたが、労働災害統計情報を見ると、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった昨年を下回る見込みである一方で、休業4日以上の死傷災害は前年同期より増加しており、平成22年に死傷者数が増加に転じて以降、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加を背景に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については依然として墜落・転落などによる災害が後を絶たない状況にあります。労働災害を少しでも減らし、安全な職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが求められています。

こうした状況の中、各協会及び会員の皆様には労働安全の確保、特に重大災害の絶滅に努力していただいております。令和6年度における国有林野事業の請負事業等においては他の事業で重大災害が増加した中、森林土木事業においては重大災害発生ゼロを達成することができ

ました。また、休業4日以上労働災害においても昨年度を下回る結果となりました。

林土連では、昨年度に引き続いて「労働災害防止、特に重大災害発生ゼロへの取組」を今年度の事業計画の重点事項に位置付けています。

また、「令和7年度技術・安全対策実施方針」においても全国安全週間を前に、本紙での安全特集や労働安全ポスターの作成・配布など、労働安全対策の啓発を図っていくこととしています。

各協会及び会員企業におかれましては、全国安全週間を労働安全確保の重要性について改めて認識する機会とし、安全で快適な職場づくりに努めていただくようお願いいたします。

2 全国の労働災害の発生状況

厚生労働省の統計によると、令和6年（1月～12月）には13万3551人の労働災害による死傷者（休業4日以上）が発生し、このうち7244人の尊い生命が失われています。

労働災害発生件数は、現在と同じ統計手法が採用された昭和57年には約29万人の死傷者が発生し、うち2千7百人余が死亡者でしたが、人命尊重と労働安全意識の定着、労働災害防止対策の進展によって、この10年ほど死亡者数は千人～7百人程度までに減少しています。

（図―1）

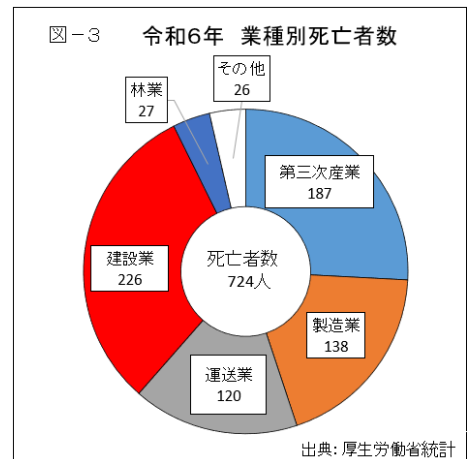
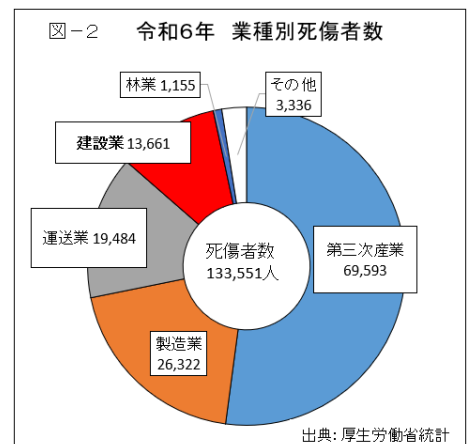
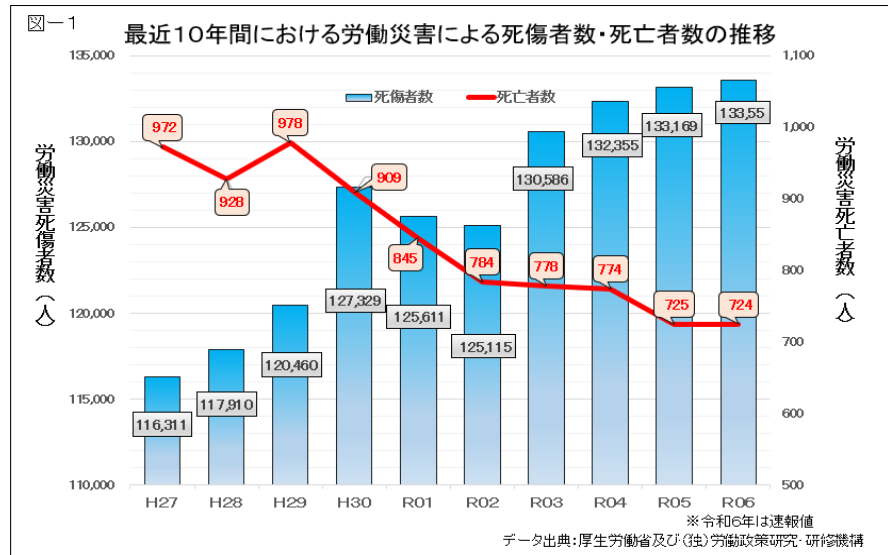
一方、死傷者数は、平成21年には10万人台まで減少しましたが、その後は一転して増加が続き、令和3年以降は13万人を超え、さらに毎年前年を上回る傾向が続いています。（図―1）

次に令和6年の死傷者数を業種別（図―2）に見ると、第三次産業

が最も多く、次いで製造業、運送業と続き、建設業は4番目の1万361人となっています。死亡者数を業種別（図3）に見ると、建設業が最多の226人で第三次産業、製造業、運送業などを上回っています。

厚生労働省の「令和5年度労働災害動向調査」によると、百万延べ実労働時間当たりの死傷者数で災害発生頻度を表す「度数率」では、建設業は0・65と全産業の2・14を下回っています。一方、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数を死傷者数で除した「死傷者一人平均労働損失日数」では建設業は105・4と全産業の40・0を大きく上回っています。

このことは他の業種と比較し、建設業は労働災害が発生しやすい業種ではないものの、労働災害が発生した場合は、その結果は重大になりがちであることを示しています。



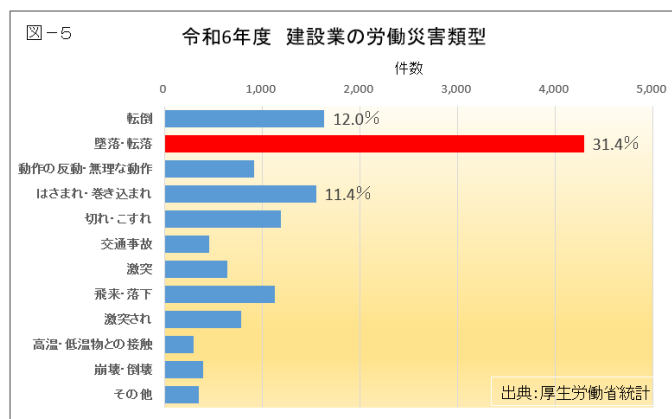
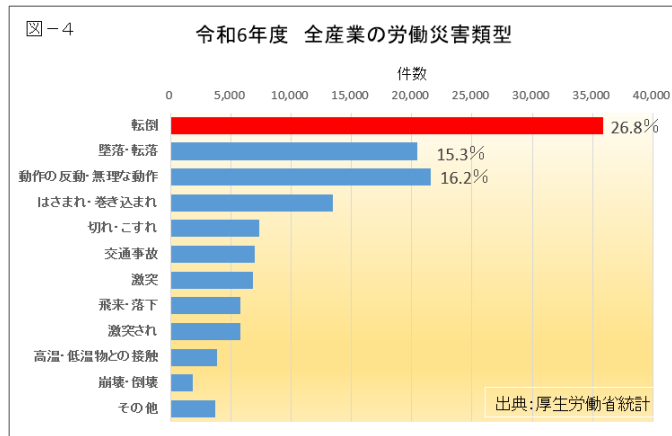
建設業において重大災害となりやすいのは、

- ① 自然環境の影響を大きく受けること
- ② 重量物を扱う作業が多いこと
- ③ 高所作業や地山掘削などの危険な作業があること
- ④ 高出力で重量のある建設機械を用いること

などの建設業の持っている特性によるものですが、さらに森林土木工事においては、こうした特性に加えて雨や強風、雷、雪、害虫など自然条件等の影響が高まることや、不安定な急傾斜地での作業が多いなど、より悪条件が重なるので重大災害の発生リスクがより高まることに留意する必要があります。

次に、労働災害を類型別に見ると、全産業（図4）で最も多いのは「転倒」の26・8割となっていますが、建設業（図5）においては「転倒」は12・0割で、墜落・転落が31・4割と他の類型と比較して突出して高くなっています。

これは、建設工事の労働環境が他の産業の労働環境に比べて足場や高所での作業頻度が高いことなどが原因であり、建設業においてはこの「墜落・転落」の防止が重要なポイントです。



- なお、全産業で最も多い「転倒」の理由は、
- (1) 高齢化（加齢に伴う身体機能の低下により歩行、バランス、筋力などの運動機能が減少し転倒リスクが高まる）
 - (2) 病気や薬の影響（脳神経機能や感覚機能、循環器系などに起因する病気や障害、または薬の服用が転倒の原因）
 - (3) 運動不足（筋力やバランスを低下させ、転倒リスクを増加）
- など、複数の要因によるものと分析されています。

労働環境においては、転倒が初期要因となって墜落・転落事故につながる場合もあることから、特に高齢の作業者が多い工事現場では転倒予防にも適切な対策が必要です。適切な足場の設置と点検、作業員の適切な教育と訓練、適切な衣服や靴の着用、危険箇所の警告表示、作業現場の整理と清掃などの注意すべきポイントをしっかりと押さえ、転倒事故の防止を図ることも重要です。

3 国有林野事業における労働災害発生状況

国有林野事業における直近10年間の請負事業・立木販売等における労働災害の発生状況を図-6に示します。

休業4日以上の重大災害を含む労働災害の発生件数は、令和3年度まで減少傾向が見られましたが、それ以降微増を続け令和6年度には81件となっています。また重大災害だけを見ても、令和4年度まで減少した後は増加に転じ、令和6年度には8件と、この10年間では最も多い件数となっています。この8件の重大災害を事業別に見ると、立木販売および生産事業におけるものですが、このうちの5件は立木の伐倒作業において発生したものです。

一方で森林土木事業を見ると、令和6年度は重大災害は発生しませんでした。休業4日以上の労働災害についても10件と昨年の14件より減少し、最近10年間では平成29年度に次ぐ少ない件数となっています。しかしながら、平成27年度及び令和元年度を除いて毎年10～14件の間を推移している状況は重大災害の発生した令和元年度、令和3年度、令和5年度の状況と変わらないとも言えます。

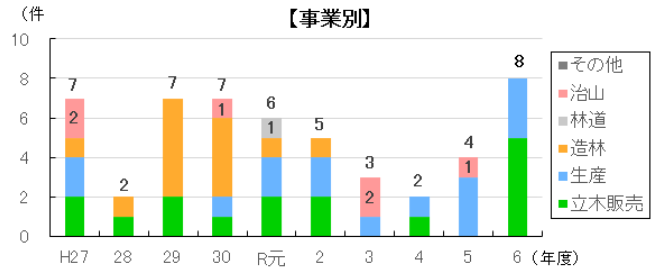
5 労働災害を発生させてしまったら

労働安全衛生法では「事業者は、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならぬ」と事業者の責務を定めています。

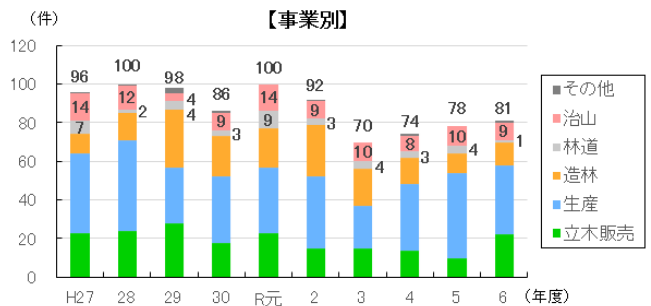
不幸にして労働災害を発生させてしまったら、労働安全衛生法や建設業法等の行政法上の責任にとどまらず、業務上過失致死傷等の刑法や損害賠償等の民法上の責任を問われる場合があります。このため、労働災害を発生させた企業は、発注者や行政庁への適切な報告や調査に応じるとともに、行政庁から修正措置を講ずるよう求められます。

図－6 国有林野事業における重大災害等の発生状況（請負事業・立木販売等）

1 重大災害の発生状況（H27年度～R6年度の10年間）



2 休業4日以上労働災害（重大災害含む）の発生状況（H27年度～R6年度の10年間）



（出典：林野庁資料）

これに加えて労働者やその家族との調整や補償なども事業者の責務となります。

こうした法的な責任以外にも、労働災害発生による事業停止による損失や企業の社会的信用の失墜、さらには刑事事件や民事訴訟などに至った場合の社会的評価の低下は看過できない問題となります。

近年では、使用者に対し安全配慮義務の徹底や労働災害に関する行政処分が厳しくなっており、賠償等の強化もみられます。

このことは「企業は労働災害を起こしてはならない」とする社会的な要求のあらわれであり、企業にとつての安全確保は、企業本来の生産活動と切り離しては考えられない重要な責務となっており、事業者には積極的な安全対策とリスク管理を行うことが求められています。

4 伐木作業の安全対策

伐木作業における死亡災害は、国有林野事業のみならず林業全体において毎年多く発生しています。このため厚生労働省は、労働安全衛生規則の一部を改正し伐木作業における安全対策を強化しています。

この対策は林業、土木工事や造園工事業など、業種にかかわらず伐木作業を行うすべての業種が対象となりますので、森林土木工事において特に支障木の伐木作業を行う際には改正された規則の遵守が必須となっています。参考に、令和元年に厚生労働省より公表されたリーフレットを紹介します。なお、厚生労働省のホームページには伐木作業における安全対策が公表されています。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html）

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！ ～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

（安衛則の改正）

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。
また、統合後の特別教育の時間数を増やします。
既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

- (※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
- (※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

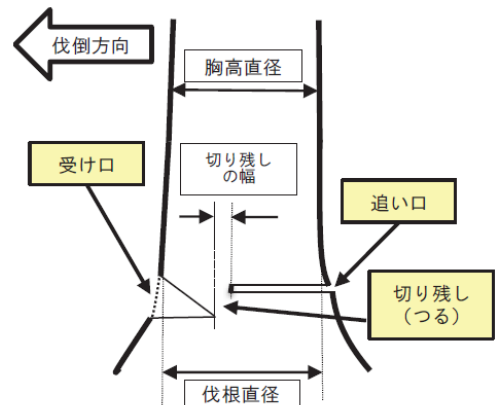
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
Ⅰ 伐木等作業に関する知識					
	伐倒の合図 退避の方法	4時間			
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理				2時間
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用		1時間	1時間	
Ⅱ チェーンソーに関する知識					
	チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	
Ⅲ 振動障害及びその予防に関する知識					
	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間		2時間	
Ⅳ 関係法令					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
Ⅴ 伐木等の方法					
	造材の方法	5時間			
	伐木の方法 かかり木の処理の方法				2時間
	下肢の切創防止用保護衣等の着用		30分間	30分間	
Ⅵ チェーンソーの操作					
	基本操作 応用操作	2時間		2時間	
Ⅶ チェーンソーの点検及び整備					
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し（つる）」を確保することを新たに義務付けます。（図1）

（参考）胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



（図1）受け口、追い口等の関係図

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業（図2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかっている立木を伐倒」（図3）及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」（図4）することを禁止します。

＜注意＞「かかっている木の元玉切り」（かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）（図5）は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



（図2）かかり木の処理



（図3）かかっている立木の伐倒



（図4）かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

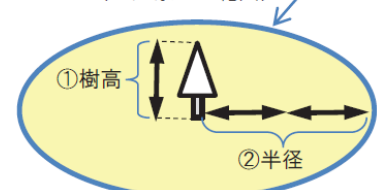


（図5）かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。（図6）

②半径が①樹高の2倍の距離の円（立入禁止の範囲）



（図6）立入禁止の範囲

＜注意＞立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図によりの確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅(しゅら)、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。

（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日）

(*）修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019(平成31)年2月12日）

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胸ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止



林土連技術・安全委員会を開催

令和7年4月2日（水）、林土連技術・安全委員会（委員長…木下修長野協会会長）をオンライン会議方式で開催しました。

施工技術の向上と労働災害の防止等を図るために理事会の下に設置された林土連技術・安全委員会では、毎年、「技術・安全対策実施方針」の決定と技術担当者連絡協議会及び労働災害防止研修会を実施しています。

会議では、冒頭、木下委員長から「本日の会議は、施工技術の向上と労働災害の防止等に関する企画立案が目的であり、今年度の林土連の技術・安全対策の実施事項を決定するものです。各委員・幹事には積極的な発言をお願いしたい」との開催の挨拶に続いて木下委員長が議長となって議事が進められました。

議事は、最初に「令和7年度技術・安全対策実施方針」について事務局から提案され、質疑応答を経て決定されました。今回決定した実施方針は、9月の理事会に報告するとともに、林土連ではこれに基づき各般の技術的課題に取り組み、労働安全対策を着実に進めることとされています。

続いて、技術者アンケートの実施について事務局から提案されました。このアンケートは、森林土木工事の現場技術者が日頃から感じている課題・要望等を収集し、林土連の活動の基礎資料とするほか、林野庁等の関係機関に対する森林土木工事に関する意見や提案等に活用することを目的として実施するもので、事務局の提案に対して各委

員から実施にあたっての要領やスケジュール等についての質疑応答を経て実施が決定されました。

この決定を受け、4月上旬から下旬までを回答期間としてアンケート調査を実施し、その結果を分析し、今後の諸活動に活用していくこととしています。

設計積算基準等の 改正に関する勉強会を開催

4月18日（金）、山王グランドビル内の会議室において令和7年度設計積算基準等の改正に関する勉強会を開催しました。

勉強会には、林野庁計画課から施工企画調整室の有山隆史室長、島田喜代司設計基準班担当課長補佐、小嶋公輝施工技術班担当課長補佐、齋藤絵里施工企画班担当課長補佐、早川 慶設計基準係長が、業務課から藤原 司企画官、佐井正幸災害対策分析官、加藤正治森林土木専門官にご出席いただき、関係団体からは一般社団法人森林技術コンサルタンツ協会をはじめ、当協会を含めて17名が出席しました。

勉強会は、冒頭、有山室長より「近年、頻発化・激甚化する大規模自然災害に対し、防災・減災国土強靱化対策として森林整備及び治山事業は一層重要となる中、地域社会の守り手である事業者の皆さんに森林土木工事が選ばれるよう、これまでも適正な利潤の確保、生産性の向上、安全性の向上に向け取り組みを継続してきた。その効果として、入札の不落発生率が低下するなど一定の成果が現れてきており、林野庁としても引き続き選ばれる森林土木の推進を進めるとともに、



有山施工企画調整室長



勉強会の様子

現場条件に対応した設計積算となるよう設計積算基準等の改正にも務め、更なる発注環境の改善に努めて参りたい」旨のご挨拶をいただき、林野庁からの説明に移りました。

林野庁からは、それぞれ、

・発注者支援業務の改正

・令和7年度森林整備保全事業積算基準等の主な改正

等についてご説明をいただき、その後、出席者を交えて質疑応答と意見交換が行われました。

関係団体には関心の高い内容だけあって、出席者からは活発な意見や要望が出され、充実した勉強会となりました。

ご多忙の中、ご出席をいただきご説明、ご指導をいただいた林野庁の皆さまには改めて御礼申し上げます。

社会貢献活動で3協会を表彰

林土連コンプライアンス委員会では、昨年に引き続き令和6年度に各協会が実施した社会貢献活動について他の模範となる優秀な取り組みを選定し表彰しました。

あらかじめ事務局で厳選した優秀と思われる取り組みの中から、5名のコンプライアンス委員に特に優秀と思われる取り組みを選定していただいた結果、次の3つの活動に決定しました。

1 高校生を対象とした「現場見学会」を実施

(旭川林業土木協会)

旭川協会では、森林土木分野の担い手確保に向けた取り組みの一環として、技術専攻の高校生を対象に森林土木工事の現場見学会を実施



座学の様子



グループに分かれて見学



外来植物（イタチハギ）駆除作業



駆除したイタチハギを運搬

しました。この取り組みは令和6年度で8回目となるもので、参加した高校生からは「治山事業に興味がありました」、「貴重な経験を今後に生かしていきたい」などの声が寄せられました。この活動は、国有林野事業や森林土木事業の重要性をPRするとともに、建設業の将来の担い手確保にも貢献すると認められるものであり、高く評価されるものです。

2 国有林野ボランティア活動（北見林業土木協会）

北見林業土木協会では、海岸国有林「常呂ワッカ原生花園」において、地元森林管理署の主催により実施された環境整備に地元市役所などの参加者とともに、外来植物（イタチハギ）の駆除活動を実施しました。この活動は、地域環境の改善・整備と海岸保安林の保全に貢献すると認められるものであり、高く評価されるものです。

3 みどり保育園児の園外活動を実施（青森協会）

青森協会では、森林について深く考え、森林の役割や森林資源の循環・利用等に関心を持つってもらうため、国有林内の伐採現場やその周辺において、地元保育園児及び保護者を対象に、地元森林管理署と協会会員企業による現場見学会を実施しました。昨年に引き続き実施した見学会には、多くの園児や保護者が参加しました。この活動は、地域住民の森林・林業への関心と森林資源の循環利用への理解に貢献すると認められるものであり、高く評価されるものです。



見学会の様子（上下）

「会員からの声」

札幌林業土木協会青年会議について

日成建設株式会社

代表取締役社長 坂田 啓一郎

(札幌林業土木協会)

札幌林業土木協会青年会議の会長を務めております、日成建設株式会社の坂田啓一郎と申します。先の林土連総会でも話題に挙げられたように、全国各地で青年団体が増えつつありますが、一例として当会のご紹介をさせていただきます。

■札幌林業土木協会青年会議とは

1990(平成2)年6月、社団法人札幌林業土木協会会員各社の青年経営者有志が集まり結成され、まもなく35年を迎えます。

当時、北海道内でも一般土木分野では既に各地で青年団体が組織され、各メンバーもそれぞれ各団体に所属し活動しておりました。

その中で、林業土木でも青年団体を作り、将来のために意見交換や親睦を図ろうと若手が集まったのが当会の始まりのようです。

会員数は、結成から暫くは20名前後で推移していましたが、公共事業投資の大幅削減が始まった頃から減少の一途を辿り、数年前には一時4名まで減少したこともありましたが、4名では活動もままならず、

会の存続も危ぶまりましたが、当時の会長の「青年会議の歴史を止めてはいけない」という強い思いのもと、辛抱強く活動を継続し会員拡大を図り、現在は8名で活動をしています。

35年間の中では世代交代も行われ、現会員は会員OBの子息も増えてきており『業界の将来を担う後継者を育成する』という目的のとりとなつていきます。また、事業の企画運営や事務局業務は会員自らが引き、若手会員の勉強の場としても機能しています。

■活動内容

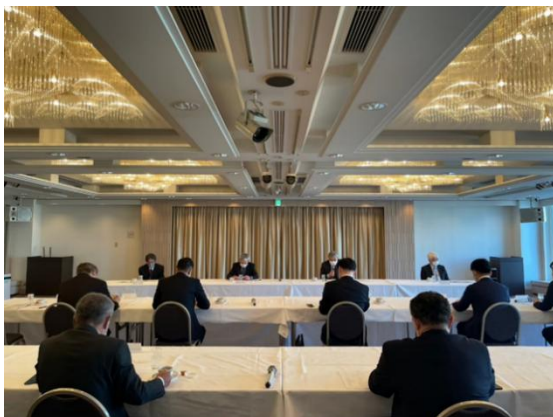
当会の会則では、目的として『林業土木事業の現状・技術課題等について学ぶとともに、会員相互の意見交換及び親睦を図り、広報活動・ボランティア活動・技術研修等を通して、各会員企業の後継者を育てること』と定められており、これに基づいて

- ・課題解決のため発注官庁との意見交換会の実施、現地研修

- ・会員親睦のための各種行事

- ・広報PRのためのボランティア活動

を活動の柱としています。



北海道森林管理局との意見交換会
(令和5年)



オクルンベツ水源の森での親睦会
(令和3年)



森の音楽会 (平成7年 北海道森林管理局
玄関ホール)

意見交換会では、北海道森林管理局幹部の方や、大学の先生などを講師としてお招きして勉強会・意見交換会を行ってきました。会員数の減少や世情の問題で開催できない時期もありましたが、一昨年に復活し開催しております。

また、全国各地で開催される林土連現地技術研修会にも積極的に参加し、最新技術や知見を学ぶよう心掛けています。

会員交流行事としては、総会や忘年会などのほか、各会員の地元での地域交流会を行い、親睦を図っています。

中でも、会員企業が国有林と協定を結ぶ「オクルンベツ水源の森」での親睦会は、会員自身が森林レクリエーションに親しむ恒例行事となっています。

ボランティア活動としては、札幌林業土木協会が開催する国有林ボランティアへ例年参加するほか、広報事業として「森の音楽会」も実施してきました。こちらは今年も実施を計画しており、北海道森林管理局にご協力いただきながら、市民の方々の森林づくりへの理解を深めるとともに、担い手確保のための業界PRの場としても活用しようと考えています。

6月に35周年を迎える当会ですが、当地区の林業土木と地域の未来をより明るいものとするため、会員一同、活動を一層楽しく活発なものにして行く所存です。今後は林土連の皆様、林野庁の皆様にもご指導ご協力をいただきながら、全国の若手会員との交流も積極的に図り全国各地にこの輪を広げ、全国の森づくりと林業土木の発展に貢献できれば幸いです。

参考 歴代会長		
初代	1990年～	坂田 憲正 (日成建設(株))
2代	1992年～	鼻和 憲生 (株鼻和組)
3代	1994年～	森脇 俊雄 (株森脇組)
4代	1996年～	三好 信司 (三好土建(株))
5代	1998年～	矢野 勝彦 (株矢野建設)
6代	2000年～	工藤 清隆 (北成建設(株))
7代	2006年～	及川 聡 (及川産業(株))
8代	2012年～	村田 修 (株村田土建)
9代	2021年～	中島 功治 (北宝建設(株))
10代	2023年～	坂田啓一郎 (日成建設(株))

● ● ● ● ●
協会の主な動き
● ● ● ● ●

4月2日（水）
令和7年度第1回技術・安全委員会（リモート）

4月7日（月） 事務局長定例会議（リモート）

4月18日（金）設計積算基準等改正に関する勉強会

(山王グランドビル)

5月7日（水） 事務局長定例会議（リモート）

● ● 今後の予定 ● ●

7月10日（木） 三役会議（海運クラブ）

9月9日（火） 第2回理事会、三役会議（海運クラブ）

コンプライアンス委員会（海運クラブ）

9月10日（水）事務局長会議（DAYS赤坂見附）

23
日
(木)

11月17日（月）
技術担当者連絡協議会（DAYS赤坂見附）

11月18日（火） コンプレイアンス講習会（DAYS赤坂見附）

労働災害防止研修会（DAYS赤坂見附）

11月19日（水）
2025 治山・林道のつどい（海運クラブ）

12月4日（木） 第3回理事会、三役会議（海運クラブ）

令和8年

1月22日（木） 第1回理事会、三役会議（海運クラブ）

2月17日（火）
令和8年度定時総会及び関連行事

(ホテルポール麴町)

● ● 林野庁人事 ● ●

◎ 4月1日付けで林野庁及び森林管理局・署の人事異動がありました。益々のご活躍をお祈り申し上げますとともに、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(掲載は林業土木関係者のみ、敬称略)

4月1日付け

(林野庁関係)

計画課
課長補佐（設計基準班担当）

整備課
課長補佐（総括）

整備課
森林土木専門官

整備課
課長補佐（林道事業班担当）

整備課
課長補佐（地域整備班担当）

治山課
課長

治山課
課長補佐（災害対策班担当）

経営企画課
課長補佐（総括）

業務課
課長

業務課
企画官

業務課
課長補佐（総括）

島田喜代司

松山知恵

山田 雅人

長縄 友和

有馬 俊英

村上幸一郎

土井 崇史

山口博央

岡村 篤憲

藤原 司

福島
行我

業務課 課長補佐 (災害対策班担当)
業務課 課長補佐 (路網整備班担当)

大澤 学
佐藤 元徳

(森林管理局関係)

北海道森林管理局 局長
北海道森林管理局 次長
北海道森林管理局 総務企画部長
北海道森林管理局 計画保全部長
東北森林管理局 総務企画部長
東北森林管理局 計画保全部長
東北森林管理局 次長
関東森林管理局 計画保全部長
中部森林管理局 次長
中部森林管理局 総務企画部長
中部森林管理局 計画保全部長
近畿中国森林管理局 総務企画部長
近畿中国森林管理局 計画保全部長
近畿中国森林管理局 森林整備部長
四国森林管理局 計画保全部長
四国森林管理局 森林整備部長
九州森林管理局 総務企画部長

関口 高士
河野 裕之
善行 宏
小林 重善
石田 秀夫
門脇 裕樹
森山 昌人
伊奈 康治
宮島 智幸
永田 治久
藤平 康則
松井 信行
石上 公彦
近藤 匡
尾前幸太郎
近藤 昭夫
山添 晶子

編集後記

◎5月16日、気象庁は「九州南部が梅雨入りしたとみられる」と発表しました。九州南部が、沖縄・奄美地方より早く全国トップで梅雨入りとなるのは史上初めてのことだそうです。

このように異例の梅雨入りとなったのは、太平洋高気圧の張り出しが今年は強く、日本の上空の偏西風が平年より北よりを流れていることが影響しているようです。

九州北部から東北の梅雨入りはもう少し先になると思われますが、梅雨のはじめに大雨になる恐れもあり、土砂災害や河川の増水に注意・警戒が必要です。

この時期現場は、床掘が終了し、型枠組立、コンクリート打設と作業を進める頃ですが、技術者の皆さんは、毎日空模様をにらみながら作業工程をどうするか悩んでいるのではないのでしょうか。

梅雨期の雨が工事の進行を妨げることはないよう願います。

一般社団法人

日本林業土木連合協会

東京都千代田区永田町二一四一二

山王ランドビル三階

(TEL) 〇三―三五八一―七七〇四
(FAX) 〇三―三五八〇―八四〇三

<http://rindoren.or.jp>

発行者 堂本 整

